

# いいの事務所 ニュース

VOL.138

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町1-3-2

オーチャー小網町ビル 1階・6階

TEL : 03-6661-6597 FAX : 03-6661-6598

MAIL : gyomu@sr-iino.com

URL : https://www.sr-iino.com



本年1月1日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げるとともに、

被害を受けられたすべての方に、心からお見舞いを申し上げます。

また、一日も早く復旧・復興がなされますことを、心よりお祈り申し上げます。

## 2024年 法改正情報！

2024年 4月	<労働基準法施行規則／有期労働契約締結、更新及び雇止めに関する基準> ① 労働条件明示のルール改正
	<労働基準法> ② 時間外労働の上限規制（建設業・運送業・医師）
	<障害者雇用促進法> ③ 障害者雇用率の変更
2024年10月	<健康保険・厚生年金保険法> ④ 社会保険の適用拡大
来年（2025年） 4月から	<雇用保険法>
	⑤ 高年齢雇用継続給付の縮小

### ① 2024年4月 / 労働条件明示のルール改正

※詳細は「いいのニュース VOL.137」をご参照ください

対象者	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての従業員	労働契約締結時 有期雇用契約の更新時	就業場所・従事する業務（雇入れ直後） <追加> 就業場所・従事する業務の変更の範囲
有期雇用の従業員	有期雇用契約の 締結時と更新時	契約の期間・更新の有無・更新の基準 <追加> 更新上限の有無と内容（上限がある場合）
有期雇用の従業員 + 無期転換申込権	無期転換申込権が 発生する契約の更新時	<追加> 無期転換の申込みに関する事項 無期転換後の労働条件に関する事項

## ② 2024年4月 / 時間外労働の上限規制（建設業・運送業・医師）

建設事業、運送業、医師については、時間外労働の上限について適用が5年間猶予されてきましたが、この猶予期間が終了し、2024年4月1日から「時間外労働の上限規制」が適用されます。

### ■ 建設事業

- ・ 上限規制がすべて適用される（災害時における復旧及び復興事業除く）
  - ※ 災害の復旧および復興の事業の場合、以下の上限規制は適用されない
  - 時間外労働と休日労働の合計「月100時間未満」と「2～6か月平均80時間以内」

### ■ 運送業や物流業（ドライバー）

- ・ 特別条項付き36協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限は年960時間
  - ※ 以下の上限規制は適用されない
  - 時間外労働と休日労働の合計「月100時間未満」と「2～6か月平均80時間以内」
  - 時間外労働「月45時間超は年6回まで」

	建設業	運送業（ドライバー）
<原則>		
月 45時間以内	適用あり	適用あり
年 360時間以内		
<特別条項>		
月 100時間未満	適用あり（災害復旧事業除く）	なし
複数月平均80時間以内	適用あり（災害復旧事業除く）	なし
年 720時間以内	適用あり	年960時間以内
月 45時間超は年6回	適用あり	なし

## ③ 2024年4月 / 障害者雇用率の変更

※詳細は「いいのニュース VOL.130」をご参照ください

障害者雇用促進法に基づいて、障害者雇用率が引き上げられます。  
現行の雇用率2.3%が、2024年4月から2.5%、2026年7月には2.7%と、段階的に引き上げられる予定です。

	現行	2024年4月	2026年7月
法定雇用率（民間企業）	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

※一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（2024年4月以降）

- ・ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります

※除外率が引き下げられます（来年 2025年4月以降）

- ・ 除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます
- ・ 現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります

## ④ 2024年10月 / 社会保険の適用拡大

2020年の年金制度改正法により、パート・アルバイトの社会保険加入要件が引き下げられています。すでに2022年10月から、従業員数101～500人の企業規模まで引き下げられていますが、2024年10月からは、**従業員数51～100人の企業規模にも適用されます。**これまで対象になっていなかった従業員数51人以上の企業は、パート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されますので、取得手続き等の準備が必要です。

### ■ 従業員数（51人以上）のカウント方法とは

- 従業員数は以下のA + Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A	+	B
フルタイムの従業員数		週所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 (週の時間及び月の日数がフルタイムの3/4以上)

※原則として、従業員数の基準を常時上回る場合には適用対象になります  
(直近1年のうち6か月以上、被保険者数の総数が常時51人以上)

### ■ 準備① 加入対象者の把握

- 以下の要件をすべて満たす場合には、短時間勤務であっても社会保険に加入することが必要です

- 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 所定内賃金が月額88,000円以上であること  
(残業代・賞与・臨時的な賃金等は除く)
- 雇用期間が2ヶ月を超えることが見込まれること
- 学生でないこと (休学中や夜間学生は加入対象)



### ■ 準備② 社内周知や従業員との面談

- 新たに加入対象となる方に法改正の内容を伝えてください
  - 必要に応じて個人面談などを実施してください
  - 個人面談のポイント
    - 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える
    - 社会保険の加入メリットを伝える
    - 今後の労働時間などについて話し合う
- 本人が希望すれば労働時間の延長などを提案

### ■ 準備③ 取得手続き

- 2024年9月上旬までに  
日本年金機構より新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます
- 取得届を準備します
- 2024年10月  
取得届を提出します (10月7日までに)

### ■ 参考：厚労省「社会保険料かんたんシミュレーター」

- 会社が負担する社会保険料がおおよそのくらい変わるのかを簡単に試算できます  
(入力項目/新たに対象となる人数・うち40～64歳の人数・平均給与月額・賞与)



## ⑤ 2025年4月 / 高年齢雇用継続給付の縮小

2025年4月から雇用保険法に基づく高年齢雇用継続給付が縮小されます。  
高年齢雇用継続給付とは、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の方（雇用保険の一般被保険者）に支給される給付です。  
変更後は、給付率が現行の15%から10%に引き下げられます。  
高年齢雇用継続給付は、今後段階的に縮小し最終的に廃止されることが決定しています。

給付率	現行	2025年4月以降
		賃金の原則15%
	賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15～75% → 給付額は逓減 ・75%以上 → 支給しない	賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.4～75% → 給付額は逓減 ・75%以上 → 支給しない

※2025年4月から新たに60歳に到達する従業員から給付率10%に縮小

### ■ 給付金の計算（例）

- 高年齢雇用継続給付金の支給額は、各月に支払われた賃金の「低下率」に応じて計算します

<賃金が25万円で低下率が61%以下だった場合>

支給額 = 対象月に支払われた賃金 × 15% (支給額 37,500円)

↓

支給額 = 対象月に支払われた賃金 × 10% (支給額 25,000円)

※2025年4月から新たに60歳に到達する従業員から適用

### 【臨時休業のお知らせ】

社員研修にともないまして、以下日程を臨時休業とさせていただきます。

**休業日：2024年1月31日（水）**

なお、休業日は電話等もすべて休止いたします。

休業日にいただきましたメールへのご返答につきましては

2月1日（木）以降に順次おこなってまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。